

にせ登録業者にご注意！

「金融庁の登録業者」と嘘をつき、SNSで投資勧誘をするにせ登録業者が増えています。

SNSで投資勧誘を受け...

- ・業者名で検索をしたところ、登録業者であった。
- ・登録業者の関係会社、登録業者と合同で運営している、登録業者の社員などと言われた。
- ・登録証明書のようなものの画像が送られてきた。



ここで安心して取引をしてはいけません！

その勧誘業者、本当に登録業者ですか？

SNSで勧誘されたら、必ず金融庁ホームページで登録業者であること、連絡先（住所、電話番号）を確認してください！

- ・金融庁HP掲載の登録業者と、**業者名、登録番号、連絡先**は一致していますか？
- ・金融庁HP掲載の電話番号に連絡し、勧誘者が在籍しているか等を確認しましたか？

登録番号は、
〇〇財務局長（金商）
第〇〇〇号です。

〇〇さんは在籍していますか？

- ・連絡先や登録番号が異なる場合、振込先の口座名義が見知らぬ個人名や法人名の場合、勧誘業者が**にせ登録業者の可能性がありす！**
- ・一切関わらず、決して連絡したり、お金を振り込んだり、個人情報を提供しないでください。



- ・株、暗号資産、FXなどの勧誘で、少しでも疑問に思ったら、以下連絡先にご連絡ください。

○金融庁金融サービス利用者相談室 電話（ナビダイヤル）：0570-050588
※IP電話からは、03-6206-6066におかけください。
○関東財務局 証券監督第2課 電話：048-613-3952